

会計年度任用職員のあらまし

—令和8年7月5日現在—

1 任用期間

採用の日から同日の属する年度の末日まで（ただし、任用期間満了時における業務の必要性や予算の状況、勤務成績・服務状況等を総合的に判断し、通算して5年を上限として再度任用する場合があります。）

任用の日から1月の間は条件付採用期間となります。

2 報酬等 ①報酬月額（報酬額等は改定される場合があります。）

「N-1」：159,400円／標準月額

「N-2」：168,800円／標準月額

「N-3」：208,100円／標準月額

「N-4」：188,700円／標準月額

「N-5」：159,400円／標準月額

「N-6」：173,500円／標準月額

「N-7」：162,900円／標準月額

「N-8」：173,500円／標準月額

②通勤経費 交通機関利用の場合：実費（原則として往復運賃の18日分相当）を支給

交通用具利用の場合：通勤距離に応じた額を支給

③その他 期末、勤勉手当を支給

3 休 暇 ①年次休暇

任用された日から1年の間で10日。この日数は、1日を7.5時間に換算します。（10日間＝75時間）

②その他に特別休暇（夏季3日など）があります。

4 社会保険等 健康保険、厚生年金保険及び雇用保険に加入します。

5 その他 会計年度任用職員は、「地方公務員法」に基づき任用される一般職の地方公務員です。

地方公務員法に規定される服務に関する規定（服務の宣誓、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限）が適用されるほか、地方公務員法に規定される懲戒の規定に該当する場合は、法に基づく処分の対象となります。

6 勤務時間・勤務場所について

- ・4週間を平均して1週間当たり30時間です。
- ・休日等は原則として週休日（土曜日、日曜日※週4日勤務の場合はこれ加えて1日）、祝日、年末年始です。ただし、勤務場所等により異なる場合があります。
- ・原則、下記のとおりになりますが、勤務時間の割り振りは所属長が決めます。
- ・業務の都合等により変更される場合があります。
- ・施設敷地内は全面禁煙です。

区分	番号	主 な 勤 務 場 所	勤務時間
N	1	文化財課地域遺産センター (浜名区引佐町井伊谷)	8:30～17:15 の間の 7.5 時間 (週 4 日) ※業務の都合により 6.0 時間 (週 5 日) となる場合あり
	2	くらしのセンター (中央区海老塚町)	
	3	夜間救急室 (中央区伝馬町)	「日勤」 8:30～17:15 「夜勤」 16:45～翌 9:15 「土曜」 13:00～18:30 の組み合わせで週 30 時間
	4		「日勤」 8:30～17:00 の 7.5 時間 「夜勤」 19:00～翌 8:00 の 12 時間 「土曜」 13:00～18:30 の 5.5 時間 の組み合わせで週 30 時間 ※土曜・日曜・休日に夜勤がある場合あり
	5	天竜福祉事業所社会福祉課 (天竜区二俣町二俣)	8:30～17:15 の間の 7.5 時間 (週 4 日) ※業務の都合により 6.0 時間 (週 5 日) となる場合あり
	6	中央健康づくりセンター (東行政センター) (中央区流通元町)	
	7	子育て支援課 (中央区鍛冶町)	
	8	ウェルネス推進事業本部 (中央区元城町)	